

鋼 船 規 則

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

B 編

船級検査

鋼船規則 B 編

2007 年 第 1 回 一部改正

鋼船規則検査要領 B 編

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号／達 第 4 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 12 月 19 日 理事会 承認

2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

ClassNK

財団法人 日本海事協会

鋼 船 規 則

規
則

B 編

船級検査

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 規則 第 3 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2006 年 12 月 19 日 理事会 承認

2007 年 1 月 24 日 国土交通大臣 認可

2007 年 2 月 1 日 規則第 3 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.1 一般

-2.を次のように改める。

-2. アスベストを含む材料を使用してはならない。

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(14)を削る。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2007 年 2 月 1 日から施行する。
2. 2006 年 9 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

1 章 通則

1.3 定 義

1.3.1 用語

(6)を次のように改める。

- (6) 「著しい腐食」とは、腐食による構造部材の衰耗量が本会が指示する許容衰耗限度の 75%を超え 100%未満であるような状態をいう。ただし、以下の**(a)**から**(c)**については、計測板厚が、各適用規則に規定する切替え板厚を超え、切替え板厚に 0.5(mm)を加えた板厚未満の範囲となるような状態をいう。
- (a) **CSR-B 編**及び**CSR-T 編**が適用される船舶
 - (b) 本会が別に定める船舶における貨物倉の鋼製倉口蓋及び倉口縁材
 - (c) **C 編 31A 章**及び**C 編 31B 章**の適用を受けた貨物倉内横置隔壁

5 章 定期検査

5.2 船体、艀装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.6 構造部材等の板厚計測

表 B5.15 を次のように改める。

表 B5.15 ばら積貨物船の板厚計測対象部材

定期検査	対象部材
建造後 5 年以下の船舶 に対する定期検査 (第 1 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 単船側構造のすべての貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷のそれぞれの位置で少なくとも 3 本の倉内肋骨の下部ウェブ及び下部肘板 (2) すべての貨物倉内の各横隔壁の最下端の少なくとも 1 枚 (3) その他の精密検査を行う部材
建造後 5 年を超え 10 年 以下の船舶に対する定期検査 (第 2 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板における 2 個の横断面の甲板の各板 (2) 原木又は腐食を進行させる貨物を強力甲板上に積載した場合の強力甲板

	3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 単船側構造の船首部貨物倉において、すべての倉内肋骨及びその端部肘板 (2) 残りの単船側構造の貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（100,000DWT 未満の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/4 程度、100,000DWT 以上の船舶においては、合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 程度の数）の倉内肋骨及びその端部肘板 (3) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 前 2.(1)で考慮されている横断面でのバラスト喫水線と満載喫水線の間の船側外板の各板 5. 貨物積載区域外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の任意に選定された船側外板の各板
建造後 10 年を超え 15 年以下の船舶に対する定期検査 (第 3 回定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板の各板 (2) 甲板口側線外の甲板において、その内 1 個を船体中央部の横断面とする 2 個の横断面の縦通部材 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) 単船側構造の船首部貨物倉及び他の任意に選択された 1 個の単船側構造の貨物倉において、すべての倉内肋骨及びその端部肘板 (2) 残りの単船側構造の貨物倉において、倉内の前後部及び中央部の両舷から適当な数（合計が少なくとも当該貨物倉の 1/2 程度の数）の倉内肋骨及びその端部肘板 (3) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 船首尾タンクの内部構造部材 5. 貨物積載区域内のバラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板 6. 貨物積載区域外のバラスト喫水線と満載喫水線の間の任意に選定された船側外板の各板
建造後 15 年を超える船舶に対する定期検査 (第 4 回定期検査及びそれ以降の定期検査)	1. 疑わしい箇所 2. 貨物積載区域内において； (1) 甲板口側線外の甲板の各板 (2) 甲板口側線外の甲板において、内 1 個を船体中央部の横断面とする 3 個の横断面の縦通部材 (3) 船底外板の各板 3. 腐食様式を全般的に評価し記録するための、次の部材； (1) すべての単船側構造の貨物倉において、すべての倉内肋骨及びその端部肘板 (2) その他特記する以外の精密検査を行う部材 4. 船首尾タンクの内部構造部材 5. 貨物積載区域外の強力甲板の暴露部の各板 6. 船楼甲板の暴露部の適当数の板 7. 平板竜骨の各板並びにコファダム、機関室及びタンク後端部における適当数の船底外板 8. シーチェスト部の水密板及び検査員が必要と認めた場合の船外排水管周りの外板 9. バラスト喫水線と満載喫水線の間のすべての船側外板の各板

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2007 年 7 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

8 章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1.1 開放検査

表 B8.1 の 1-3.項を次のように改める。

表 B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の開放検査項目

検査項目	検査内容
-3. フランジ構造のプロペラ軸 (注3)	・プロペラ取付けフランジ部及びその取付けボルトについての有効な非破壊検査。ただし、外観検査により検査員が現状良好と認める場合は、非破壊検査を省略することができる。

附 則 (改正その3)

1. この規則は、2007 年 7 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶(以下、「現存船」という。)にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この規則による規定を現存船に適用することができる。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2007 年 第 1 回 一部改正

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号
2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

2007 年 2 月 1 日 達 第 4 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.1 を削る。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2007 年 2 月 1 日から施行する。
2. 2006 年 9 月 1 日前にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

B1 通 則

B1.3 定 義

B1.3.1 用 語

-3.及び-4.として次の2項を加える。

-3. 規則 B 編 1.3.1(6)(b)でいう「本会が別に定める船舶における貨物倉の鋼製倉口蓋及び倉口縁材」とは、次の(1)から(4)による。

- (1) 1998 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われ、かつ、2005 年 1 月 1 日前に建造開始段階にあった、 L_f が 150m 以上のばら積貨物船については、 L_1 の前端から $0.25 L_1$ の箇所より前方にある鋼製倉口蓋をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1.-1.(a)に示す腐食予備厚

表 B1.3.1.-1. (a)

		腐食予備厚 t_c (mm)	
鋼製倉口蓋	構造様式	頂板、側板及び底板	内部構造部材
	単板構造	2.0	
	二重張構造	2.0	1.5

- (2) 2005 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にあり、かつ、CSR-B 編の適用を受けないばら積貨物船、及び、ばら積貨物船以外の船舶であって、2005 年 1 月 1 日以降に建造開始段階にあり、かつ、2005 年 6 月 10 日前に製造中登録検査申込みが行われたものについては、すべての鋼製倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1.-1. (b)に示す腐食予備厚

表 B1.3.1.-1. (b)

		腐食予備厚 t_c (mm)	
鋼製倉口蓋	構造様式	頂板, 側板及び底板	内部構造部材
	単板構造	2.0	
	二重張構造	2.0	1.5
倉口縁材		1.5	

- (3) ばら積貨物船以外の船舶であって、2005 年 6 月 10 日以降に製造中登録検査申込みが行われたものについては、すべての鋼製倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c + 0.5 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

t_c : 表 B1.3.1.-1.(c)に示す腐食予備厚

ただし、 t_c を 1.0 (mm) としたものについては、 $t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - t_c$ (mm) とし差し支えない。

表 B1.3.1.-1. (c)

		腐食予備厚 t_c (mm)	
鋼製倉口蓋	構造様式	頂板, 側板及び底板	内部構造部材
	単板構造	2.0(*1)	
	二重張構造	1.5(*1)	1.0
倉口縁材		1.5	

(*1) コンテナ専用貨物倉にあっては、1.0(mm)。

- (4) 2007 年 7 月 1 日以降に製造中登録検査申込みが行われる船舶においては、すべての倉口蓋及び倉口縁材をいう。この場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、規則 C 編 20.1.3 及び規則 CS 編 19.1.3 の規定に基づき図面に記載された値とする。

-4. 規則 B 編 1.3.1(6)(c)でいう C 編 31A 章の適用を受けた貨物倉内横置隔壁の場合、切替え板厚 (t_{renewal}) は、次の(1)から(2)による。

- (1) 2007 年 7 月 1 日前に製造中登録検査申込みが行われる船舶においては、以下の算式に定める値とする。ただし、建造時の板厚を特に増している場合については本会の適当と認める値とすることができる。

$$t_{\text{renewal}} = t_{\text{as-built}} - 3.0 \text{ (mm)}$$

$t_{\text{as-built}}$: 建造時の板厚 (mm)

- (2) 2007 年 7 月 1 日以降に製造中登録検査申込みが行われる船舶においては、規則 C 編 C31A.3.6 の規定に基づき図面に記載された値とする。

附 則（改正その2）

1. この達は、2007年7月1日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に申込みのあった検査については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。